

告 示

埼玉県告示第千六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、七郷北部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成三十年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	安 藤 高 二	埼玉県比企郡嵐山町大字古里九百八十七番地一